

サイトビジット（資格スクエア）による著作権侵害について

本日、株式会社サイトビジット（以下「サイトビジット」といいます。）は、『書籍の不正利用に関するお詫び』（URL: https://www.shikaku-square.com/info/news_20200831）という公表をしております。かかる公表に関しまして、株式会社日本評論社（以下「当社」といいます。）の出版した書籍もサイトビジットによる著作権侵害の被害を受けておりますところ、以下のとおりご説明いたします（以下「本リリース」といいます。）。

*サイトビジットの『書籍の不正利用に関するお詫び』も、当社の本リリースも、相互に独立しております、相互のレビューや承認をしたものではございません。

1. はじめに

弁護士である鬼頭政人氏が代表取締役を務めるサイトビジットは、資格スクエアというサービス名でオンライン予備校を運営しておりますが、資格スクエアの司法試験予備試験講座のテキスト等が当社出版の『基本刑法 I－総論』及び『基本刑法 II－各論』、『憲法 I－基本権』並びに『基本憲法 I－基本的人権』（以下、併せて「当社出版物」といいます。）を盗用したという著作権等侵害の事実が判明しました。

2. 基本的事実関係

(1) 資格スクエアでは、2017年12月初旬～2018年12月初旬に司法試験予備試験講座の受講を申し込んだ受講生に第4期の講義及びテキストを、2018年12月初旬～2019年12月初旬に司法試験予備試験講座の受講を申し込んだ受講生に第5期の講義及びテキストを、2019年12月初旬から現在にかけて司法試験予備試験講座の受講を申し込んだ受講生に第6期の講義及びテキストを提供しているとのことです。

(2) これらの講座で提供されていたテキストのうち基礎テキスト刑法第4期、基礎テキスト憲法第4期、基礎テキスト刑法第5期、基礎テキスト憲法第5期、基礎テキスト刑法第6期及び基礎テキスト憲法第6期（これらは、4期及び5期の基礎テキストと異なり、全体として、パワーポイントのスライドのようなものを並べた内容となっています。）につき、サイトビジットは、これらを「オリジナルテキスト」と謳い、まるでサイトビジット独自のテキストであるかのような表現を用いておりました。しかし、これらのテキストにおいては、当社出版物が盗用されておりました。そこで、別紙において、それぞれ、典型的な盗用を例示しております。（なお、基礎テキスト刑法第6期及び基礎テキスト憲法第6期並びに基礎テキスト刑法における『基本刑法 II－各論』の侵害の有無については、当社とサイトビジットで見解の相違がございます。しかし、当社としましては、別紙のような盗用の態様を踏まえ、基礎テキスト刑法第6期及び基礎テキスト憲法第6期並びに基礎テキスト刑法における

る『基本刑法II－各論』に関しても、著作権等侵害が成立すると考えております。)

(3) サイトビジットは、2018年12月頃、基礎テキスト刑法第4期の刑法総論部分が『基本刑法I－総論』に類似しているとの指摘を第三者から受け、同テキストが当社出版物の著作権を侵害している可能性が高いことを認識していましたが、当社及び当社出版物の著作権者にその旨の連絡は行わず、むしろ類似との批判をされないよう、表記を若干修正しただけで、なお著作権侵害に変わりのない基礎テキスト刑法第5期を作成したと/orです。

(4) その後、当社は、2019年10月頃、第三者が、証拠を示して、サイトビジットが著作権侵害をしているのではないかと指摘していることを知りました。これを受け、当社は、サイトビジットに、同月29日付で、司法試験予備試験講座のテキストが当社出版物の著作権を侵害しているのではないか、という連絡をし、この連絡の中で、当社からは、強く受講生への説明を求めました。

(5) この連絡を受け、サイトビジットは、当社に、2019年11月11日付で、「テキストが著作権侵害物であるということを告知することにより受講生を不快な気持ちにさせてしまうことを懸念しております」ので受講生への告知は「ご容赦願えればと考えております」と返信し、受講生への告知について消極的态度をとり、この態度はその後も翌2020年春まで継続しました。

(6) さらに、サイトビジットは、当社に、2019年11月29日付で、基礎テキスト刑法第5期に関する具体的な検討結果を連絡する前の段階ではあったにもかかわらず、「弊社（注：サイトビジット）による確認を終えております」と、基礎テキスト刑法第4期以外に著作権侵害がないことを確認したかのような記載をした上で、サイトビジットとして「すべてを踏まえた一回的解決を望んでいる」との連絡をしました。しかし、実際には、上記のとおり、基礎テキスト刑法のみならず基礎テキスト憲法についての盗用が存在し、そして基礎テキスト刑法についても第4期以外に関する盗用も存在しました。

(7) また、サイトビジットは、2020年2月6日、第4期の受講生に対する憲法、民法及び刑法の配信講義を第4期のものから第5期のものに切り替えた際、少なくとも憲法及び刑法については、実際は基礎テキストや配信講義に著作権侵害があったことを受けての措置であったにもかかわらず、その旨を受講生には告知しませんでした。

3. 本件が発生した原因

今回、サイトビジットによる著作権等を侵害する事態が生じたのは、サイトビジットがテキスト作成者（司法試験受験生、司法試験合格者又は司法書士）に対し、目次等の作成において「ベースとする基本書」を指定した上で、短い納期を設定していたことに原因があると考えられます。そのような納期で、かつ、特定の書籍を「ベースとする基本書」として指定すれば、当該基本書を引き写したテキストが作成される危険性があることは容易に予測できることです。そうである以上、少なくともサイトビジットにおけるチェック体制を万全に

すべきであったと考えられますが、サイトビジットは、少なくとも当時において、そのようなチェック体制等は設けていなかったとのことです。また、サイトビジットは、インターネット広告や説明会における配布資料等において、代表取締役社長である鬼頭氏自身及び講師陣がテキスト制作に積極的に関与しているかのような表示をしていましたが、このような表示は必ずしも事実でなかったとのことです。

4. 当社の認識その他

当社いたしましては、当社出版物に対する著作権等侵害がなされたことは極めて遺憾であり、厳正に対処していく所存であります。

なお、現在、本件についてサイトビジットとの交渉を進めており、今後の状況を踏まえ、公表が必要となれば、その段階で当社ウェブサイトにおいて公表いたします。

5. 連絡先

本リリースにつきましては、当社にて問合せ窓口を設けておりますので、下記の窓口に郵送又は電子メールにてご連絡ください。

記

〒170-8474 東京都豊島区南大塚 3-12-4

株式会社日本評論社総務部

資格スクエア著作権侵害事件担当者

infom@nippyō.co.jp

以上

2020年8月31日

株式会社日本評論社

代表取締役社長 串崎 浩

